

社会学「近代とは何か」
メディアスクーリング

担当 徐玄九

6

社会契約論と私的所有論

—近代社会秩序の基本理論—

前回のまとめ

E.H.carrの「歴史とは何か」に依拠して、歴史の捉え方や時代区分としての「近代」について見てきた。その「近代」を「17・8世紀西ヨーロッパで始まった西欧的制度と意識が全世界的に拡散したもの」と定義できる。

今回の主題

前回の主題を発展させる形で、西欧的制度と意識に関する代表的な理論、具体的には、「社会契約論」と「私的所有論」について、それぞれT.ホップズとJ.ロックの議論に依拠しながら、社会理論の基本的な考え方を学ぶ。

KEYWORD

啓蒙主義

二重革命

社会契約論

私的所有論

「近代性(modernity)」に関する最低限の定義

17・18世紀西ヨーロッパで始まった西歐的制度と意識が

全世界的に拡散したもの

①時期 ②空間的拡大

③核心的内容

個人主義、合理主義、啓蒙主義、理性主義
などを基盤に作られた制度と文化

社会学思想の原基構造

出典: 安江孝司『社会学』(法政大学通信教育部、1983)5頁。(一部修正)

神
↓
人間

「はじめに神は天と地を創
造された」(『創世記』)

古代的・中世的世界



(15・6世紀)

二重革命

- ・ルネサンス
- ・宗教改革

近代の助走期



(17・8世紀)

近代主義

- ・啓蒙主義・合理主義
- ・個人主義・世俗主義

人間
↓
神

初期近代(近代の枠組が作られた時期)

伝統

ゲマインシャフト
コミュニティ
共同社会
権威
地位(身分)

近代

ゲゼルシャフト
ソサイアティ
利益社会
権力
階級

社会思想(19世紀3大イデオロギー)

ロマン主義

- ・自由主義・急進主義
- ・保守主義



(19世紀～) 二重革命
・産業革命・市民革命



近代の確立期

近代啓蒙主義(17~18世紀)

- ①中間的小集団(例:家父長的家族、ギルド、身分、教会)の存在を個人の自由を制限し、抑圧する非合理的な存在として、また善き国家を出現させる上に障害となるものとみなしてきた。その典型として、最初の大きな歴史的出来事がフランス革命(1789年)であった。
- ②1791年フランス革命憲法制定国民会議において、「国家のなかには、もはやいかなる協同団体も存在しない。存在するのは各個人の特殊な関心と一般的な関心のみである」と宣言された。すなわち、革命憲法が、諸個人の自由を制限し、抑圧すると思われた「封建的諸要素」のあらゆるものを撲滅しようとした。
- ③1679年に亡くなったT.ホップズも小集団を「自然人の腹のなかに巣喰う虫」と諭えた。この時代の社会理論は個人と国家という用語によって基本的に構成されてきた。後に確認するが、J.ロックがT.ホップズの「リヴァイアサン」の厳酷さを批判はしたが、彼の理論もまた基本的にはT.ホップズのそれと同じである。

①計画可能な人間の生

・各個人の人生は運命や社会によって決まったものではなく、各個人が計画できる。

②身分制度から自由になった人間

・「すべての…人間は自由な存在として生まれた」(J.J.ルソー)という理想からもわかるように、近代は身分制度のような外部からの拘束を個人の自由の制限にほかならぬと批判した。そして、人間の自律性は人間にとて一番重要な価値、または目的であり、人間尊厳の根拠であると主張された。つまり、自己の運命は自らの力で開拓(創造)する存在、これが近代的人間が胎動する根拠であり目標でもあった。

③「個人」としての近代的人間

・プライバシー(privacy:他人からの干渉を受けない個人の私生活)を守るためにも私的所有(財産)は必要となった。そのため、初期の民主主義者たちが財産を持った者だけに参政権を認めたのは、「守る」ものを持っている者だけが権利の意味を知り、国家の干渉から人間の尊厳を防御できると思ったからである。

・財産を持たざる者も他人に奪われないものを所有している。それが個人の「身体」であり、この「身体」が労働の源泉であった。そして、この「身体」を活用して労働することで、自らの財産を所有できると考えた(J.ロック)。

①「産業革命」

機械の発明によって生産力が急速な発達を見せる。たとえば、「私たちの国では羊が人を食う」(トマス・モア『ユートピア』)という有名な言葉があるように、生産の機械化は衣服生産技術を飛躍させ、16世紀のイギリスでは地主たちが、当時需要が高まり価格も高騰していた羊毛を生産するために、農地を囲い込んで牧草地にする。つまり、人間の農地が、羊の牧草地に取って代わられることになる。

②フランス革命

- ・当時の社会を私的領域(「市場と家族」と公的領域(国家)に区分できる。
- ・市場領域では産業、商業資本家たちが国家の干渉からの独立(自由、消極的な自由)を主張し、市場の普遍性を主張した。ここで経済学が登場するようになる(A.スミス)。
- ・公的領域では、これまで政治権力を握っていた封建貴族と経済的自由を要求するブルジョアの緊張関係が生じた。

**総じて言うならば、経済的脈略では、ブルジョアが経済的自由を要求しており、政治的脈略でいえば、公論を通じた対話と論証の原理(選挙)を政治的に制度化することを要求した(すなわち、民主主義の要求)。これは、市場の自由、政治的自由の制度化の要求であり、これが近代の民主主義、近代政治運動の始まりとなった。

自由民主主義(財の分配方法)

政治＝政治的財(選挙権)平等主義に基盤
社会契約論に立脚した代表制民主主義政治体制

【多数決】で決めるべきではない領域

- ①専門家の領域、②人権の領域、③少数者の領域

市場＝自由主義に基盤

私的所有論に立脚した資本主義経済体制

市場による財源の配分が正当とみなされる理由

- ①売買＝相互利益、②競争＝効率発生、③賞罰＝正義の実現

***より詳しくは、民主主義のもつ可能性と限界について、丁寧な議論を展開しているものとして、杉田敦(2001)『デモクラシーの論じ方—論争の政治』(ちくま新書)を参照されたい。なお、資本主義的な経済体制を支える自由主義、とりわけ古典的な自由主義に関しては、堂目卓生(2008)『アダム・スミス』(中公新書)を参照されたい。

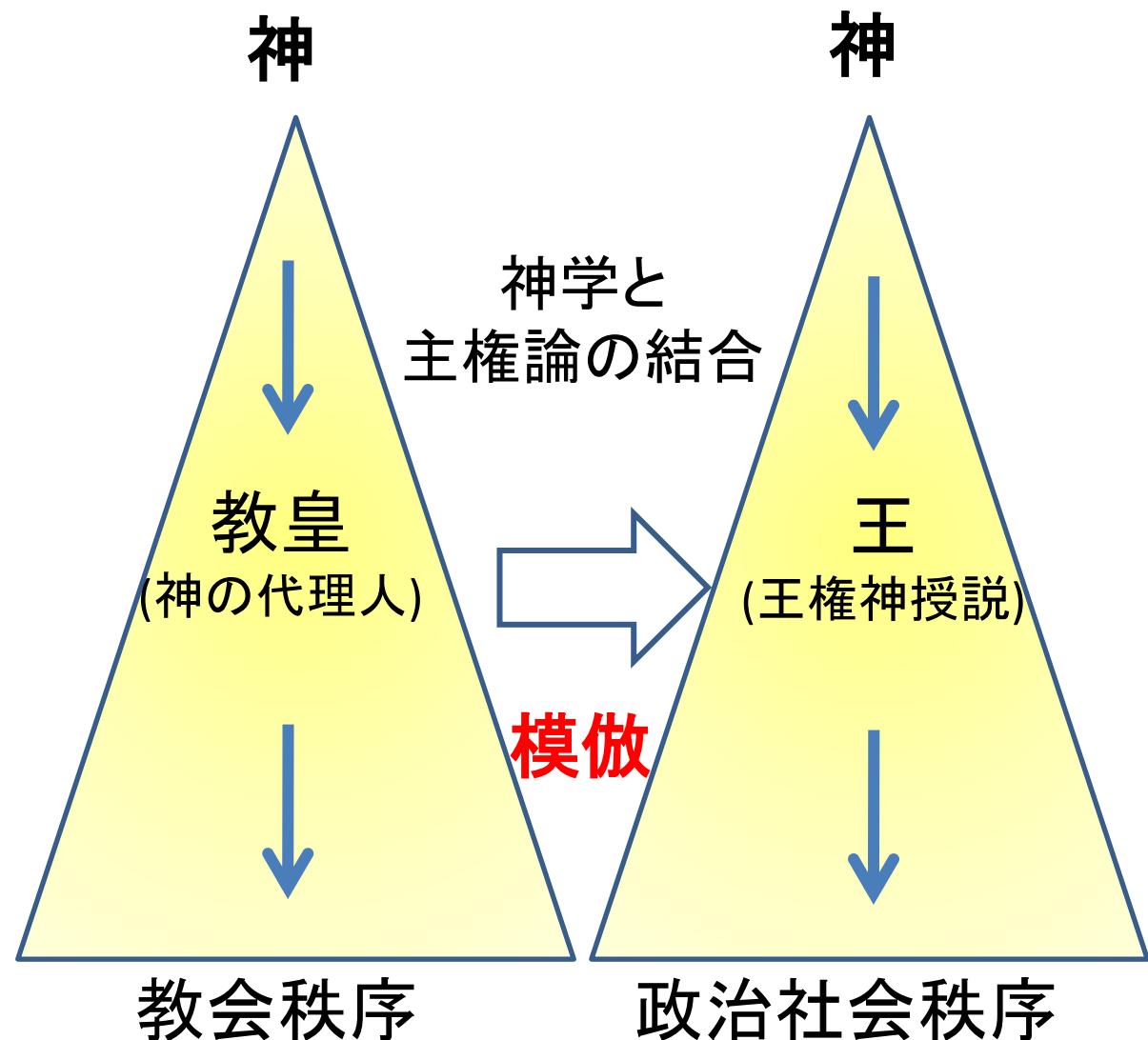
- ①「寛容なき社会」と「民主主義」の固有の問題は通低している。つまり、議会制民主主義は多数派と少数派、政治的勝者と敗者を生み出す。民主主義とは、本来、個人レベルでは決められないことを決めるための社会的な意思決定方法であり、意見の不一致を前提としている。
- ②この方法のもとでは、富裕な人も、貧しい人も、一票の権利を持つ均質な個人となる。しかし、現実には少数派である富裕層、貧困層を除くその他の多数者、すなわちいわゆる「中間層」の利害が強い政治的影響力をもつこととなる。
- ③政府による生活の保護や福祉といった再分配政策や増税などが多数派の支持を得なければ政策実現は難しい。低所得層の救済のためにこそ、より豊かな人びとをいっそう豊かにしなければならないという逆説、これを**「連帯のパラドックス」**と呼ぶ。

自然状態から社会契約へ (自発的服従)

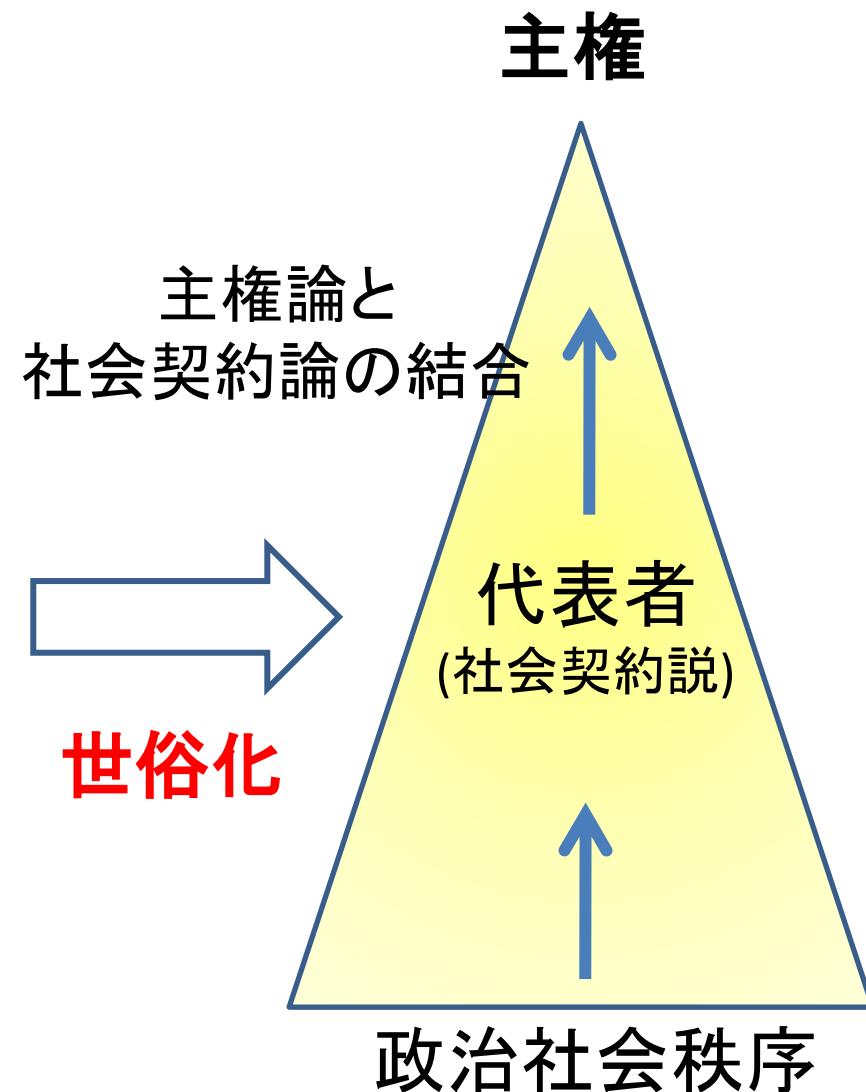
T.ホップズとJ.ロックの議論を手掛かりに

市民革命論=王権神授説⇒社会契約論

①神学的世界から絶対王政まで



②近代以後



「リヴァイアサン」執筆の時代背景

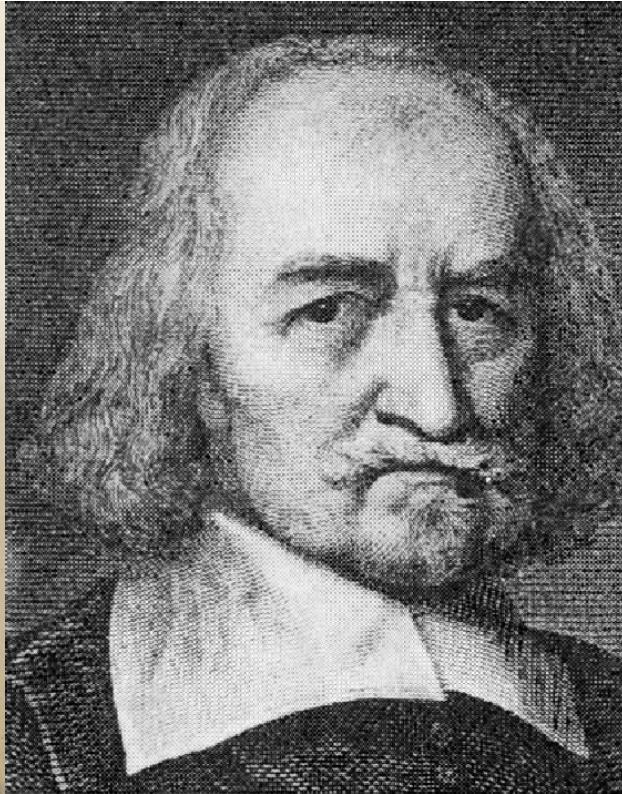
- ①30年戦争(1618～1648)終結後、1648年のウェストファリア体制(=宮廷間関係から国家間関係へ)によって、ヨーロッパの国境線をほぼ確定し、国民国家を単位とした枠組が形成される基礎がつくられた。
- ②30年戦争の終結が近づいたころ、イギリスではいわゆる「市民革命(ピューリタン革命と名誉革命<1640-1660>)」が起きる。クロムウェルによる政権掌握で王政が廃止され、共和制が始まるが、後に再び王政が復古する。そして、その後、王政は立憲君主制(君臨すれども統治せず)への変化した。このように当時のイギリスは政治的混乱を極めた時代であった。
- ③ピューリタン革命前の1640年に絶対王政の支持者とみなされたT.ホップズはフランスへ亡命するが、この時期に「リヴァイアサン」を執筆し、1651年帰国の年(30年戦争終結の3年後)に刊行された。

『リヴァイアサン』の特徴

- ①キリスト教の世界では、長い間秩序は、神の意思によって説明されてきた。つまり、「王権神授説」のように、国王の権力は神から授かったものであるから神聖不可侵であり、臣下や人民は国王の命令に絶対に服従しなければならないとされてきた。また、非キリスト教世界では「伝統的支配」(M.ウェーバー)のように、昔から存在すると考えられてきた「伝統」それ自体が神聖なものと受け止められ、正当性と権威を帯びてきた。
- ②このような既存の社会秩序の神聖性や不可侵性を根底から疑い、社会契約による社会秩序の成立を最初に発生論的に説明したのがT.ホップズである。
- ③『リヴァイアサン』の最大の特徴は、既存の政治哲学を転倒させ、自由意志をもつ個人を出発点としながら国家の存在理由そのものを問うたことにある。従来の政治哲学では、「人間は社会(ポリス)的動物である」(アリストテレス)の言葉に代表されるように、人間の本性は国家を介して初めて完成されるとみなされており、そのため国家が個人に先立つというものであった。
- ④社会契約による人びとの同意を国家権力の基礎におく考え方には、ロック、ルソーらにも影響を与え、社会契約説として、現代の民主主義国家論の原型となっている。



『リヴァイアサン(Leviathan)』
(1651年)



Thomas Hobbes
(1588-1679)

- ・T.ホッブズは、スペインの無敵艦隊襲来の噂に衝撃を受けた母によって早産され、「母は大きな恐怖をはらんで私と恐怖との双生児を産んだ」と述べたことがある。
- ・「恐怖によって強要された信約は、有効である」(『リヴァイアサン』1巻、229頁)
- ・「恐怖こそは人間を動かすもっとも根本的な感情であり、したがってこの自己保存のための国家あるいは政治的社會の存在の根底には『恐怖』が存在することを看破したのは、ほかならぬホッブズであった。」(市村弘正『増補 敗北の二十世紀』ちくま学芸文庫、2007、181頁)

この地上に彼を支配する者はいない。彼はおののきを知らぬものとして造られている(『ヨブ記』41章24節)

Non est potestas Super Terram quae Comparetur ei Job. 41. 24.



『リヴァイアサン』の概要

引用は『リヴァイアサン』(水田洋
訳、岩波文庫、1992年)による

①「自然の権利(Right of Nature)とは何か」

「各人が、かれ自身の自然すなわち**かれ自身の生命を維持するため**に、かれ自身の意志するとおりに、かれ自身の力を使用することについて、各人がもっている自由であり、したがって、かれ自身の判断力(ジャジメント)と理性(リーズン)において、かれがそれに対する最適の手段と考えるであろうような、**どんなことでもおこなう自由である。**」

②「自由とは何か」

「自由とは、このことばの固有の意味によれば、外的障礙が存在しないことだと理解される。…かれが自分にのこされた力を、かれの判断力と理性がかれに支持するであろうように、使用するのをさまたげることができない」

③「自然の法(Law of Nature)とは何か」

「自然の法(自然法)とは、理性によって発見された戒律すなわち一般法則」

④「権利と法の違い」

「権利は、おこなつたり差し控えたりすることの自由に存し、それにたいして法は、それらのうちのどちらかに決定し拘束するのであって、したがって法と権利は、義務と自由が違うようにちがい、同一の事柄については両立しない……」(1巻、216-217頁)

①人びとは生まれながら平等である

「自然は人びとを、心身の諸能力において平等につくったのであり、その程度は、ある人が他の人よりも肉体においてあきらかにつよいとか、精神のうごきがはやいとかいうことが、ときどきみられるとしても、すべてをいっしょにして考えれば、人ととのちがいは、あるひとがそのちがいにもとづいて、他人がかれと同様には主張してはならないような便益を、主張できるほど顕著なものではない、というほどなのである。すなわち、肉体のつよさについていえば、もっとも弱いものでも、ひそかなくらみにより、あるいはかれ自身とおなじ危険にさらされている他の人びとの共謀によって、もっとも強いものをころすだけの強さをもつのである。

(1巻、207頁)

つまり、T.ホップズによれば、人間は平等に、情念と欲望を持ち、生存のために自分の能力を無制限に行使しうる自由、自然権を持つとされる。

② 平等から不信が生じる

「能力のこの平等から、われわれの目的を達成することについての、希望の平等が生じる。したがって、もしだれかふたりが同一のものごとを意欲し、それにもかかわらず、ふたりがともにそれを享受することができないとすると、かれらはたがいに敵となる。そして、かれらの目的への途上において、たがいに相手をほろぼすか屈服させるかしようと努力する。」(1巻、208頁)

③ 不信から戦争が生じる

「この相互不信から自己を安全にしておくには、だれにとっても、先手を打つことほど妥当な方法はない。それは、自分をおびやかすほどの大きな力(パワ)を、ほかにみないように、強力または奸計によって、できるかぎりのすべての人の人格(パースン)を、できるだけながく支配することである。…われわれは、人間の本性のなかに、三つの主要な、あらそいの原因を見いだす。第一は競争、第二は不信、第三は誇りである。第一は、人々に、利息をもとめて侵入をおこなわせ、第二は安全を求めて、第三は評判を求めて、そうさせる。」(同上、209-210頁)

④「各人の各人に対する戦争」

これによって明らかなのは、人びとが、かれらすべてを威圧しておく共通の権力なしに、生活しているときには、かれらは戦争とよばれる状態にあり、そういう戦争は、**各人の各人に対する戦争である**、ということである。…これらのものごとをよく考量したことのない人には、自然が人びとを、このように分裂させ、相互に侵入しほろぼしあわせるということは、ふしぎにおもわれるかもしれない。…それではかれに、かれ自信についてつぎのことを考察させよう。すなわち、かれが旅にでるときに、自分は武装し、かつ十分な同伴者とともにいくことをもとめるということ、かれがねむるときに、扉にかぎをかけるということ、かれの家にいるときでさえ自分の金庫にかぎをかけるということ、…各人の各人にに対するこの戦争から、なにごともまた不正ではありえないということもまた、帰結される。正邪と正不正の観念は、そこには存在の余地をもない。共通の権力がないところには、法はなく、法がないところには、不正はない。強力と欺瞞は、戦争においてふたつの主要な徳性である。」

(1巻、210-213頁)

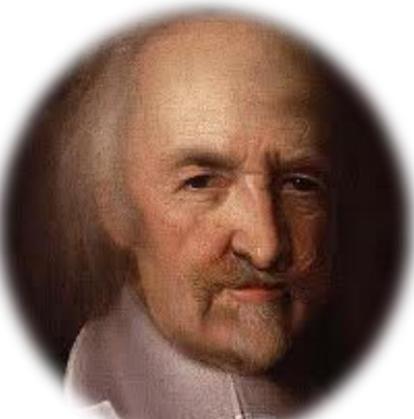
⑤人びとを平和にむかわせる諸情念

人びとを平和にむかわせる諸情念は、死への恐怖であり、快適な生活に必要なものごとにに対する意欲であり、それをかれらの勤労によって獲得する希望である。そして理性は、つごうのよい平和の諸条項を示唆し、人びとはそれによって、協定へとみちびかれうる。」(1巻、214頁)

**自然状態のなかにいる人間は、「絶えざる恐怖と暴力による死の危険がある。そこでは人間の生活は孤独で貧しく、きたならしく、残忍でしかも短い」と考えたT.ホップズは、抵抗権を留保したうえで、相互契約によって自然権を国家権力(リヴァイアサン)に放棄(譲渡)し、国家権力の正当性を全成員が相互承認することに秩序問題の答えを求めたのである。

とくに、その契約とは個人と個人の契約ではなく、バラバラの個人が、個別に主権者たるべき者と契約し、その総和が「社会契約」になるとする。そのうえに、各人相互の間には何の関係もないから、人々が一致団結して主権者に抵抗することもあり得ないとする。

主権の成立 —社会契約論の場合—



T.Hobbes

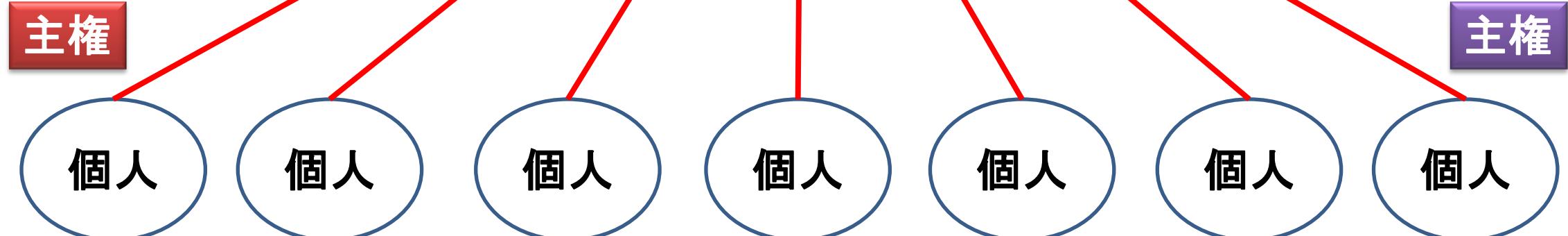


John Locke

「リヴァイアサン」
(国家)

放棄(譲渡)

限定的信託



原子論的個人主義

社会契約論の比較

思想家/著作	自然状態	自然権(主権)	主張
Thomas Hobbes: 1588-1679 『リヴァイアサン』水田訳、岩波文庫、1992年	各人の各人にに対する戦争	「自己保存権」放棄(譲渡)	個人の自己保存の権利(自然権)を第三者に放棄(譲渡)絶対服従の要請(但し自己保存のための抵抗権は認める)
John Locke: 1632-1704 『統治二論』加藤訳、岩波文庫、2010年	平等、平和が比較的に保たれている状態	「生命・自由・財産」権を信託	所有権の侵害防止のために政治社会が必要⇒自然法がより確実に行われるために社会契約を結ぶ。自然権の信託(抵抗権と革命権を有する)
J.J. Rousseau: 1712-1778 『社会契約論』桑原他訳、岩波文庫、1954年	自由で平等で平和な理想的状態 「自然に帰れ」	主権は不可分なもので譲渡できない	人民の主権は代表できないものであり、主体の意志である一般意志に従う(直接民主政)

社会契約論の中間まとめ

- ①何らかの無秩序状態、あるいは秩序のレベルが低い段階から高い段階への不連続な移行を、人々の間の契約によって説明する議論。
- ②「どんなひどい秩序でも自然状態よりはまし」だとするT.ホップズと「秩序が良くない場合はつくり直しても良い」とするJ.ロックの社会契約論が代表的なもの。
- ③共通点：自由な主体として同意したことが、人々に秩序を尊重させるための根拠となっている。
- ④政治学的な議論の主流は対立よりも、合意形成の可能性を重視したが、その際に主に用いられたのが社会契約論である。
- ⑤社会契約論の主な問題点を大まかに整理すると以下の三つが挙げられる。
 - a原子論
 - b合理的で主体的な個人を想定
 - c契約の前提が自然状態

⑥M.フーコーの指摘したとおり、社会契約論は、秩序が形成される際の暴力を隠蔽し、国民内部が同質的でありうるかのように装い、内部にある差異から眼を逸らせ、結果的に現在の秩序を守る保守的な効果をもたらす。

【日本における社会契約論の展開】

①戦前の天皇制との関係

②マルクス主義との関係

(階級間の対立、階級闘争としての政治という図式は政治学を経済学に従属しかねないという危機感)

③この理論は日本の戦後思想のなかで、リベラル・デモクラシーの定着に大きな役割を果たす。

自然の共有状態から私的所有状態へ
(私的所有は正当なものであるか)

J.ロックとJ.J.ルソーの議論を手掛かりに

「私的所有」観念の普遍性

- ①衣食住だけではなく、道路や橋、ビルや家屋、自動販売機にいたるまで必ず誰かの「持ち物」である。すなわち、私たちの身の回りの世界を構成している様々な「モノ」は誰かの「所有物」として存在しており、この意味で「所有」は遍在的である。
- ②「所有」観念は「私のもの・他人のもの」という区別や「他人のものを盗むな」というルールなどは誰に疑われることもなく、「当たり前」のこととして社会全体にあまねく行き渡っている。「所有」の対象はその有効性・希少性・管理可能性の3つを備えなくてはならない。
- ③以下では、「労働の代価として得たものに対して私有」を認めたJ.Lockeと「私的所有を人類の癌的存在」とみなしたJ.J.Rousseauの思想の一端を紹しよう。



「統治二論」(1690) —労働が所有の権利を与えた—

ジョン・ロック『統治二論 Two Treatises of Government』(加藤節訳、岩波書店、2007年)

ピューリタン革命期の議会軍の騎兵隊長を父に持つJ.ロックも外交官、亡命生活などイギリスの市民革命に翻弄された人生でもあった。彼は、名誉革命を「統治二論」(1690)によって理論的に基礎付けた。

ジョン・ロック
(John Locke,
1632-1704年)

【所有権論】の出発点としての「共有状態」

J. Lockeの所有権論は、原初的共有状態からどのようにして私的種有が生じてきたかを説明し、それとともに、共有状態から発生した私的所有を正当化する議論である。

神が世界を人類共有のものとして与えたことはこの上なくあきらかである。…
大地と、そこにあるすべてのものとは、人間の生存を維持し快適にするために与えられたものである。そして、大地が自然に生みだす果実や大地が養う獣たちは、すべて、自然の自ずからなる手によって生産されたものであるから、人類に共有物として帰属し、従って、それらがそうした自然状態にある限り、それらに対して、何人も他人を排除する私的な支配権を本來的にもちえない。

(2編5章25-26頁)

【労働所有説】=「人格の拡張と労働の混合」

たとえ、大地と、すべての下級の被造物とが万人の共有物であるとしても、人は誰でも、自己自身の身体に対する所有権をもつ。これについては、本人以外の誰もいかなる権利をももたない。彼の身体の労働と手の動きとは、彼の固有のものであると言ってよい。従って、自然が供給し、自然が残しておいたものから彼が取り出すものは何であれ、彼はそれに自分の労働を混合し、それに彼自身のものである何ものかを加えたのであって、そのことにより、それを彼自身の所有物とするのである(同27頁)。

【私有の制限】=「享受する程度」

誰でも自分が欲するだけものを独占してよいということになってしまうという反論に対して、ロックは

神は、どの程度までわれわれに与え給うたのであろうか。それらを享受する程度にまでである。つまり、人は誰でも、腐敗する前に、自分の生活の便益のために利用しうる限りのものについては自らの労働によって所有権を定めてよい。しかし、それを越えるものはすべて彼の分け前以上のものであり、他者に属する。腐敗させたり、破壊したりするために神が人間に向けて創造したものは何もない。(同31頁)

【所有権の主要な対象】

しかし、現在では、所有権の主要な対象は、地上の果実や地上に生存する動物ではなく、端的に、他のすべてのものを包含し随伴する土地それ自体になっているが、**私は、土地の所有権も前と同じようにして獲得されることはあきらかであると思う。**つまり、人が耕し、植え、改良し、開墾し、その産物を利用しうるだけの土地が、彼の所有物なのである。彼は、自らの労働によって、それを、いわば共有地から囲い込むのである(同32)。

土地のある部分を改良することによってそれを占有することは、他の人間に對していかなる損害も与えなかった。というのは、土地はなお十分にたっぷりと、しかもまだ土地をもたない者が利用しきれないほど残されているからである。従って、實際のところ、誰かが自分のために囲い込みをしたからといって、他人の分として残された土地が減るわけではなかった。なぜならば、他人が利用できるだけの土地を残しておけば、彼は何も取らなかつたに等しいからである(同33)。

【貨幣の発明】

彼の正当な所有権の限度を超えたかどうかは、彼の所有物の大きさのいかんにあるのではなく、そのなかの何かが無駄に消滅してしまったかどうかにあるからである。…このようにして、貨幣の使用が始まった。それは、人間が腐らせることなしに保存できる何か耐久性のあるものであり、また、人々が、相互の同意によって、真に有用でありながら消滅する生活の必需品と交換に受け取るものである（同46-47頁）。

そして、もともと、勤労の程度が異なることによって人々に与えられる所有物の割合も異なる傾向があったのだが、貨幣の発明は、人々にそうした傾向を継続させ、さらにはそれを拡大する機会を与えた（同48頁）。

（貨幣の価値は人々の同意に負うものであるから）人々は所有物の手中で腐ったり消滅したりしないために誰の権利をも侵害せずに貯蔵できる金属である金や銀を余剰生産物との交換を通して手にいれることで、いかに自分が利用しうる以上の生産物を産出する土地を正当に所有していいかの方法を、暗黙の、しかも自発的な同意によって発見したからである（同50頁）。



ジャン=ジャック・ルソー
(Jean-Jacques Rousseau、
1712-78年)

「人間不平等起源論」(1755)

ルソー「人間不平等起源論」『社会契約論・人間不平等起源論』(作田啓一他訳、白水社、1991)

「人間不平等起源論」は1753年のアカデミー懸賞論文に「人間の不平等の起源はいかなるものであり、またそれは自然法によって認められるか」という題目で提出した論文である。「多くの飢えた人々が必要なものにこと欠くというのに、一握りの人々が余分なもので満ち溢れているということは、明らかに自然法に反している」(282頁)という文章からもわかるようにルソーは「不平等」の起源を私的所有が作りだした貧富の差とそれを保証する法律の成立に求めた。

私は人類に二種類の不平等を考えており、その一つを自然的あるいは肉体的と呼ぶのは、それが自然によって確立され、年齢、健康、体力、精神あるいは魂の質の相違によるからであり、もう一つが、倫理的あるいは政治的不平等と呼ばれるのは、それが一種の合意によるものであり、人々の同意によって確立されるか、または少なくとも認められているからである。この不平等は種々の特権からなり、ある人々は、他人を犠牲にして、他人よりも金持ちになり、尊敬され、権力を持ち、またはそのおかげで自分に他人を従わせるというような特権を享受しているのである(210頁)。

ある土地に囲いをして、「これはおれのものだ」というのを最初に思いつき、それを信じてしまうほど単純な人々を見つけた人こそ、政治社会の真の創立者であった。杭を引き抜き、あるいは溝を埋めながら、こんないかさま師のいうことを聞かないようにしよう、果実は万人のものであり、大地はだれもものでもないということを忘れれば、君たちは身の破滅だと、同胞に向かって叫んだ人は、どれほど多くの犯罪と戦争と殺人とから、どれほど多くの悲惨と恐怖から人類を免れさせてやれたことであろうか(248頁)。

土地の耕作から必然的に土地の分割が起こり、ひとたび私有が認められ、最初の正義の規則が生まれたのは、各人にその所有物を返すためには、各人になにかを所有できなければならぬからである。そのうえ、人間は未来に視線を向けはじめ、みんなが失いかねないなんらかの財産をもっていることに気づき、自分が他人に対して行うかもしれない不正の仕返しを、自分のために心配しないような人はだれもいなかつたのである。…耕作者に耕した土地の産物に対する権利を与え、したがって、少なくとも収穫期まで土地に対する権利を与えるのは、ただの労働のみであり、このようにして毎年が過ぎ、継続的に所有することになり、容易に私有に変わるのである(258-9頁)。

【社会と法律の起源】

自分を正当化するための正当な理由もなく、自分の身を守るための十分な力もなく、一個の人間を容易に踏みつぶすけれども、自分自身も盜賊の群れによつて踏みつぶされ、万人にたいしてただ一人で、おたがいに抱く嫉妬心のために、略奪という共通の希望によって団結した敵に対抗して仲間と結びつくこともできず、必要に迫られ、富める者は、人間の精神にこれまでに入りこんだもっとも考え方抜かれた計画をついに思いついたのであり、それは自分を攻撃する人たちの力そのものを自分のために使用し、自分の敵を擁護者にし、自然権が自分に不利になるのと同じように自分に有利になる、別の確率を敵に教えこみ、別の制度を敵にあたえることであった(263頁)。

これが、社会と法律の起源であったか、あるいはあったに違いないが、社会と法律は弱い者には新たな拘束を、富める者には新たな力をあたえ、自然の自由を取り返しのつかないまでに破壊し、私有と不平等の法律を永久に固定し、巧妙な略奪を取り消すことのできない一つの権利として、若干の野心家の利益のために、以後全人類を労働と隸属と悲惨とに屈従させたのであった(264頁)。

「私的所有」の批判ーK.マルクスの場合ー

以下は主に、的場昭弘(2007)「マルクス/エンゲルス」『哲学の歴史—反哲学と世紀末』(第9巻、中央公論社)に依拠している。

- ①J.ロックによって理論化された「私的所有」と自由な交換とを前提とする市場が確立した世界をA.スマスは、次のように描く。つまり、人々はそれぞれ利己心をもち、個人の豊かさを求めて活動する。そして競争や独占が生まれるが、人々は豊かになる。
- ②これに対して、労働を人間の最も重要な本質と捉えていたK.マルクスは、次のように問う。もしそうであるならば、なぜ労働する人間がますます貧しくなり、生産物からも人間としての活動からも疎外されていくのかと。
- ③私的所有がなぜ問題であるか＝私的所有は、類的共同体が大勢の労働によって作り上げた果実を1人の個人が独占することであり、これはその個人の労働によるものではない。むしろ類的性格、社会的性格をもった労働を私的に独占することである。

まとめ

- ①今回取り上げた近代社会理論の共通点は、共同体(集団)ではなく「個人」中心的な自然法思想を軸に据えた点である。つまり、個人の権利を根本として、法律や制度の正当性をその個々人の「同意」と「契約」に求めた点である。
- ②T・霍ップズの『リヴァイアサン』は、個人の「自己保存」(生命の尊重)を政治目的の至上価値として、その国家論を構成した近代的な思想を展開した最初の政治学書である。つまり、既存の政治哲学を転倒させ、自由意志をもつ個人を出発点としながら国家の存在理由そのものを問うたことにある。
- ③T・霍ップズは、政府も法もない「自然状態」→自然権→「自己保存」の目的を達成するための(同意)契約による「力の合成」(共通権力;コモン・パワー)→多数決による代表人格(主権者の選出)→「コモンウェルス(政治社会=国家)」の設立、というような「法の支配」を前提とする近代国民国家形成の政治論を構築した。ただし、霍ップズの理論は単なる絶対主義を擁護する政治思想ではない。霍ップズのいう「絶対権力の行使」には個々人の「安全と自由の保障」が前提とされていたことも忘れてはならない。

- ④労働による生産行為とその対価である私有財産の絶対的保障を理論化したJ・ロックは、政府が作られた後も、自然権(生命・自由・財産に関する基本的権利)は存続すると主張した。というは、これらは単なる政府や法律の創造物ではなく、政治社会が形成される以前のものと考えたからである。そのため、政府を作る目的は、主にこれらの権利を守ることであり、その意味で、政府は「自然法」に制約されると主張した。
- ⑤J・ロックが、「近代デモクラシーの父」と賞賛されるのは、ルソーが批判したように、議会制民主主義方式がのちの近代資本主義国家や資本家階級に適合的な主要な政治理論を開拓したからだという一面も否定できない。
- ⑥ルソーの『人間不平等起源論』は、不平等の原因を少数の賢明な私的財産の所有者が多数の貧困者を組織して労働させることから始まったと主張した。